

平成23年度 個別施策管理シート

個別施策20

政策	4 環境にやさしい港	施策推進 責任者	港営部長 企画調整室長
基本施策	06 秩序ある港湾環境づくり		
個別施策	20 放置艇対策を推進する		

1. PLAN(目的・内容)

目的	サービスの対象者(誰のために)	プレジャーボート利用者、地域住民					
	サービスの対象物(何を)	放置船舶					
	意図(どういう状態にしたいのか)	適正に係留保管されている					
内容	名古屋港の港湾区域内及び周辺水域には約1,200隻の放置船舶が確認されています。港内全般に渡って放置されている船舶の係留保管の適正化に向けて、関係機関や利用者との調整、放置艇を誘導するための係留保管場所の確保及び地域の実情に照らした規制によって、適正に係留保管されるようにしていきます。						
目標	港内の放置船舶の数を減らします。						目標達成に影響する外的要因等
成果指標	年度 実績等	H19	H20	H21	H22	目標 H24	指標の説明(式)
放置船舶の数	実績 隻	1,310	1,280	1,243	1,210	370	達成率は18年度調査時(1,550隻)に策定した削減計画目標値(370隻)に対する撤去率
	達成率 %	20.3	22.9	26.0	28.8		
新舞子ポートパークに係留保管されている船舶の数	実績 隻	210	210	210	210	210	係留施設能力 I期:210隻 II期:200隻(24、25年度で整備)
	達成率 %	51.2	51.2	51.2	51.2		

2. Do(個別施策を構成する各事務事業の取組内容と今後の方向性)

重点化	担当課	事務事業名 (コード)	事務事業の概要	主な成果指標 又は活動指標 (単位)	成果・事業費(千円・人件費込)			目標値 (年度)	H22年度事業に基づく評価結果(及びH23年度評価時点までの状況変化も反映)				
					H21	H22	H23		H22年度 末までの 状況 ※1	H23年度以降の取組の方向性			備考(判断の理由・目標年次の変更等)
					実績		目標			事務事業 ※2	成果 ※3	コスト ※4	
決算額	決算見込額	予算額											
○	(企画調整室) 事業担当	新舞子ポートパーク第II期整備事業(4062001)	内容・規模:係留施設3基(収容隻数:200隻)、消波工等	事業進捗率(累計)(%)			1.3	100 (H25)	継続	↗	➡	・早期の完成を目指し、着実に事業進行する必要があるため。 ・目標年度を24年度から25年度に変更しました。	
	(港営部) 港営課	プレジャーボート係留保管の適正化(4062002)	放置等の状態にあるプレジャーボートについて、係留保管の適正化を図るため、地域の実情を踏まえた規制内容の条例を制定します。	条例制定への進捗率(累計)(%)	30	50	55	100 (H25)	順調	継続	➡	➡	ポートパークII期の供用にあわせ、放置艇対策を強化するために必要であるため。また、ポートパークII期の整備時期の変更(24年度→25年度)にあわせ目標年次を変更。
	(港営部) 港営課	プレジャーボート暫定係留保管区域・施設の確保(4062003)	放置等の状態にあるプレジャーボートを収容する恒久係留保管施設を整備・確保するまで、暫定的に係留保管できる区域・施設を設置し、秩序ある係留保管を目指します。そのため、設置に向けて関係機関や利用者等との調整を行います。	全体計画5箇所中2箇所に係る暫定係留保管区域・施設の設定進捗率(%)	25	50	60	100 (H25)	順調	継続	➡	➡	ポートパークII期の供用にあわせ、放置艇対策を強化するために必要であるため。また、ポートパークII期の整備時期の変更(24年度→25年度)にあわせ目標年次を変更。
	(港営部) 港営課	放置等禁止区域の放置船舶等の規制(4062004)	恒久係留保管施設である新舞子ポートパーク(南5区)周辺を港湾法第37条の3の規定に基づく放置等禁止区域に指定し、定期的な巡視を行うとともに行政指導を行い、放置船舶等を移動・撤去します。今後、放置艇対策の状況に応じて、放置等禁止区域を拡大していきます。	放置等禁止区域内の放置船舶の隻数(隻)	0	0	0	0 継続事業	順調	継続	➡	➡	秩序ある安定的な港湾の利用に不可欠であるため。
施策コスト(事業費合計)					21,420	19,608	29,918						

注)事業費は総事業費から本組合負担分を抽出して計上しています。

注)目標値欄の「継続事業」は完了年度を定めず行う事業です。この場合の目標値及び目標年度は、原則としてH24年度の間目標として設定しています。

4. ACTION(個別施策全体の今後の取組の方向性)

H23年度以降の取組の方向性	平成23年度取組の方向性の判断の理由(本組合財政収支への影響の考察を含む※5)		
取組の方向性	成果※3	コスト※4	<ul style="list-style-type: none"> <li>新舞子ポートパーク事業については、第II期整備事業が始まることから成果を拡大としますが、コストは厳しい財政状況を踏まえ、維持とします。</li> </ul>
	↗	➡	
今後の展開方向(新規事業の創出、事務事業の見直し等)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>新舞子ポートパークII期の整備は、関係先からの要望および放置船舶を減少させるために早急に進めていく必要がありますが、事業実施に際しては財政状況に配慮する必要があります。</li> <li>またそれに併せて、条例改正などのソフト面の事業や南部地区の放置艇対策(禁止区域及び暫定係留保管区域の指定等)も積極的に進めていく必要があります。</li> </ul>			

3. CHECK(個別施策全体における取組状況と課題)

平成22年度行政評価のACTION(取組の方向性)を踏まえて取り組んだ内容と現状における課題認識	
<ul style="list-style-type: none"> <li>放置船舶の撤去については、保管場所となるポートパークII期整備の遅れや暫定係留保管区域の確保について関係機関や利用者との調整があり、早期に保管場所を確保することが難しい状況となっています。</li> <li>23年度より、新舞子ポートパークII期の係留施設及び防波堤等の実施設計を行う予定です。</li> <li>暫定係留保管区域・施設の確保については、関係機関や利用者との更なる協議が必要です。</li> </ul>	
構成事務事業の適正性(事務事業の構成内容が妥当かどうか。問題がある場合は具体的な修正案を記入)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>事務事業の構成内容は概ね妥当です</li> </ul>	

PLAN ACTION CHECK DO